

## 令和3年第2回本部町議会定例会会議録

|                      |           |           |          |
|----------------------|-----------|-----------|----------|
| 招 集 年 月 日            | 令和3年3月10日 |           |          |
| 招 集 場 所              | 本部町議会議場   |           |          |
| 開 散 会 日 時<br>及 び 宣 言 | 開 会       | 令和3年3月10日 | 午前10時00分 |
|                      | 散 会       | 令和3年3月10日 | 午後1時53分  |

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 11 名                      欠 席 2 名                      欠 員 1 名

| 議席番号 | 氏 名     | 出席等別 | 議席番号 | 氏 名     | 出席等別 |
|------|---------|------|------|---------|------|
| 1    | 真 部 卓 也 | 出    | 9    | 具志堅 勉   | 出    |
| 2    | 崎 浜 秀 昭 | 〃    | 10   | 座間味 栄 純 | 〃    |
| 3    | 比 嘉 由 具 | 〃    | 11   | 松 川 秀 清 | 欠    |
| 5    | 小橋川 健   | 〃    | 12   | 喜 納 政 樹 | 出    |
| 6    | 伊良波 勤   | 〃    | 13   | 宮 城 達 彦 | 欠    |
| 7    | 具志堅 正 英 | 〃    | 14   | 崎 浜 秀 進 | 出    |
| 8    | 仲宗根 須磨子 | 〃    | 15   | 欠 員     |      |
|      |         |      |      |         |      |

※ 会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 3 番 | 比 嘉 由 具 | 5 番 | 小橋川 健 |
|-----|---------|-----|-------|

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長         | 平 良 武 康 | 副 町 長       | 伊野波 盛 二 |
| 教 育 長       | 知 念 正 昭 | 会計管理者兼会計課長  | 上 間 辰 巳 |
| 総 務 課 長     | 仲宗根 章   | 企画商工観光課長    | 屋富祖 良 美 |
| 住 民 課 長     | 崎 原 誠   | 福 祉 課 長     | 安 里 孝 夫 |
| 健康づくり推進課長   | 平安山 良 信 | 建 設 課 長     | 宮 城 忠   |
| 農 林 水 産 課 長 | 松 本 一 也 | 上 下 水 道 課 長 | 新 里 一 成 |
| 教育委員会事務局長   | 有 銘 高 啓 |             |         |
|             |         |             |         |

※ 本会議に職務のため出席した者

|         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 宮 城 健 | 主 任 主 事 | 仲宗根 農 |
|---------|-------|---------|-------|

# 議 事 日 程

3月10日（水） 1日目

| 日程番号 | 議案番号  | 件 名   |
|------|-------|---|
| 1    |       | 会議録署名議員の指名  |
| 2    |       | 会期の決定の件   |
| 3    |       | 議長諸般の報告   |
| 4    |       | 町長の行政報告   |
| 5    |       | 町長の施政方針演説   |
| 6    | 報告第2号 | 専決処分の報告について（新里畑地かんがい施設等新設工事〈2工区〉）<br><span style="float: right;">（報 告）</span>       |
| 7    | 報告第3号 | 専決処分の報告について（伊豆味クカルビ地区農地防災工事〈2工区〉）<br><span style="float: right;">（報 告）</span>       |
| 8    | 報告第4号 | 専決処分の報告について（伊野波橋橋梁整備工事〈上部工〉）<br><span style="float: right;">（報 告）</span>            |
| 9    | 報告第5号 | 専決処分の報告について（本部半島多機能観光支援施設整備新築工事〈建築1工区〉）<br><span style="float: right;">（報 告）</span> |
| 10   | 報告第6号 | 専決処分の報告について（本部半島多機能観光支援施設整備新築工事〈建築2工区〉）<br><span style="float: right;">（報 告）</span> |
| 11   | 報告第7号 | 専決処分の報告について（上本部小中一貫校グラウンド整備工事）<br><span style="float: right;">（報 告）</span>          |
| 12   | 報告第8号 | 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について<br><span style="float: right;">（報 告）</span>                |

| 日程番号 | 議案番号   | 件名  |
|------|--------|---|
| 13   | 議案第2号  | 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について<br>(議案説明)                     |
| 14   | 議案第3号  | 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について<br>(議案説明)                     |
| 15   | 議案第4号  | 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について<br>(議案説明)                  |
| 16   | 議案第5号  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>(議案説明) |
| 17   | 議案第6号  | 本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について<br>(議案説明)               |
| 18   | 議案第7号  | 本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定について<br>(議案説明)              |
| 19   | 議案第8号  | 本部町海洋ウェルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について<br>(議案説明)              |
| 20   | 議案第9号  | 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について<br>(議案説明)                       |
| 21   | 議案第10号 | 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について<br>(議案説明)                      |
| 22   | 議案第11号 | 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について<br>(議案説明)                       |
| 23   | 議案第12号 | 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について<br>(議案説明)               |
| 24   | 議案第13号 | 本部町体育施設の指定管理者の指定について<br>(議案説明)                          |
| 25   | 議案第14号 | 工事請負契約の締結について(瀬底島一周線道路改良工事〈その7〉)<br>(議案説明)              |

| 日程番号 | 議案番号   | 件名                                |
|------|--------|-----------------------------------|
| 26   | 議案第15号 | 令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)       |
| 27   | 議案第16号 | 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明) |
| 28   | 議案第17号 | 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)  |
| 29   | 議案第18号 | 令和2年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明)     |
| 30   | 議案第19号 | 令和3年度本部町一般会計予算について (議案説明)         |
| 31   | 議案第20号 | 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)   |
| 32   | 議案第21号 | 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)  |
| 33   | 議案第22号 | 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算について (議案説明)    |
| 34   | 議案第23号 | 令和3年度本部町水道事業会計予算について (議案説明)       |
| 35   | 議案第24号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)  |
| 36   | 議案第25号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)  |
| 37   | 議案第26号 | 固定資産評価審査委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)  |
| 38   |        | 予算審査特別委員会の設置                      |

○ **議長 崎浜秀進** ただいまから令和3年第2回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 比嘉由具議員及び5番 小橋川 健議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から3月18日までの9日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。その中から抜粋して説明をさせていただきます。

令和2年12月19日土曜日、北部市町村議会議長会臨時総会が北部会館で行われました。議事として、北部市町村議会議長会会長の選任が行われ、会長に平良嗣男大宜味村議会議長が選任されました。そのほか、令和3年度北部市町村議会議長会事業計画、令和3年度北部市町村議会議長会予算についてが審議、採決されました。

令和3年2月16日火曜日、沖縄県町村議会議長会第50回定期総会が自治会館で開催されました。議事として、令和3年度沖縄県町村議会議長会事業計画、令和3年度沖縄県町村議会議長会一般会計予算についてが審議、採決されました。また、自治功労表彰がありました。町村議会議員として11年以上在職者8名の表彰があり、その中ではからずも私、崎浜秀進と宮城達彦議員、喜納政樹議員が表彰されております。議長諸般の報告を終わります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。朗読は省略します。

諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。令和2年12月から令和3年2月末までの私の行政報告をかいつまんで報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

12月8日、沖縄総合事務局長住吉局長が来庁しております。地域づくりに関する意見交換をしたいということで、これからの我が町、そして同時に沖縄県内の地域振興についての意見交換をしております。私のほうからは、特に新たな沖縄振興計画について県内の考え方をしっかりと酌み取って、そして本省サイドと掛け合って、新しい沖縄振興計画をより中身の濃いものを形作るようにというようなことでお願いもしております。

9日です。本部町の青年農業者の皆さんとの意見交換をしております。農業についてもコロナ

禍の中で経営体が痛んでいるというようなことでもございました。そのような中で、コロナ禍の農業について作目の転換等も視野に入れながら、農業の経営体をしっかりとつくり上げていきたいといったような意欲的なご意見がございました。

24日、県の北部土木事務所のほうへ要請に行っております。本部港の岸壁の整備、そして荷受け場所の整備、港湾の整備についての要請を行っております。

1月10日、本部町の成人式を何とかコロナ禍の中でコロナ予防対策をしながら実施することができました。新成人110名でしたけれども、70名の新成人が参加しております。

次のページ、1月16日から八重岳の桜まつりオープニングセレモニーをしまして、17日には、第1回ですけれども、本部八重岳ヒルクライムレースということで、八重岳の下から頂上まで自転車で駆け上るといようなヒルクライムレースを実施しております。とっても好評でございました。なお、医療機関のほうからもコロナの状況の中で最も安全な取組だということで、そういうお褒めの言葉もございました。桜まつりにつきましては、感染予防を徹底しながら新しい形の体系の中で実施することができたことにつきましては、町民の皆様のご協力のたまものだと思っております。感謝したいと思っております。

1月22日、本部港の港湾整備につきまして、沖縄総合事務局の開発建設部のほうへ足を運んで、その港湾整備の要請をやっております。さらに同日ですけれども、ホテルマハイナのほうと災害時における施設の使用協定についての締結をしております。災害時にマハイナのフロアを使わせていただきたいというようなことの協定でございます。

27日ですけれども、北部医師会とのワクチン接種についての意見交換会がございましたが、特段この件については、医師会のバックアップがなければワクチンの接種対応はできませんので、医師会の皆さんには全面的なバックアップ、特に集団接種については、医師会の総力を挙げて支援していただきたいというようなことの見解をしております。

2月8日に観光ガイド養成講座の開講式がありましたけれども、12月7日から8回にわたってむとうぶんちゅ観光ガイド養成講座ということで講座を開設しております。コロナ禍の我が町の観光の新しい質の向上を目指して実施しております。むとうぶんちゅ観光ガイドということで19名の町民の皆さんに認証をしまして、観光ガイドが誕生しております。これからとても期待できることだと、このように捉えております。

次ページ、最後に2月24日にキャッシュレス推進に係る包括連携協定を結んでおります。琉球銀行、そして本部町商工会を含めてその面々で、コロナ禍を見据えてキャッシュレス化に向けて町民ぐるみで取り組んでいこうというようなことで、その包括連携協定を結んでおります。以上でございます。

○ **議長 崎浜秀進** 町長の行政報告を終わります。

日程第5. 町長の施政方針演説を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 令和3年度施政方針を読み上げて説明いたしたいと思っております。

## 令和3年度 施政方針

はじめに

令和3年第2回本部町議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝を心からお慶び申し上げます。加えて、日々のご精励に対し、深く敬意を申し上げます。

令和3年度当初予算案をはじめとする諸議案の審議に先立ち、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、いまだ収束の兆しが見えない中、町民の皆様のご生活、町内事業者の事業活動に多くの制約をお願いしてきたところであります。このような中、感染拡大の防止にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

また、住民の生命と健康を守るため、日夜問わず、第一線で治療や看護にあたっております医療従事者の方々をはじめとする関係者の皆様に、改めて敬意と感謝を申し上げます。

この新型コロナウイルス感染症対策については、現在、町民へのワクチン接種に向けて取り組んでいるところであります。

本町では、ワクチンの接種体制を速やかに構築する必要があることから、北部地域の医療関係者と連携を図るとともに、全課にまたがるプロジェクトチームを設置しております。町民の皆様が一日でも早くワクチンの接種が受けられるよう準備を進めているところであります。

さて、令和3年度の一般会計予算は、総額87億4千7百万円となり、前年度当初予算から約9千9百万円の増額となっております。限られた財源の中で、私の目指す「日本一心豊かなまちづくり」を実現するため、積極的かつ着実な予算編成を行ったところであります。

### 令和3年度主要施策の概要

次に令和3年度における主要施策の概要について申し上げます。

第1に、「まちづくりの主要事業の展開について」申し上げます。

現代社会は、益々、多様性が求められる時代を迎えております。私は、町政運営の基本姿勢として、町民生活の豊かさを第一に据えながら、全ての町民の融和・協調・個性を大事に、物の豊かさと同時に、地域住民の『心の豊かさ』を大切に、引き続き令和3年度も、まちづくりの基本的施策といたします。

まちづくりにあたっては、ハード事業及びソフト事業のバランスの取れた施策の展開をしてまいりたいと考えております。

令和3年度の主なハード事業には、瀬底島一周線道路改築事業、嘉津宇具志堅線道路改良事業、満名川線道路整備事業、具志堅地区の農業基盤整備促進事業、伊豆味小中学校の屋内運動場改築事業、具志堅団地新築整備事業など17事業を計上しております。

ソフト事業関連につきましては、一括交付金を活用し、本部町学力向上学習支援事業、特別支

援教育環境充実事業、伝統興行観光化事業、ハブ咬傷防止事業、農水産業担い手支援住宅整備事業の5事業を実施することにしております。

町内各集落の活性化を図るため、令和3年度も各行政区及び任意団体を対象とした、「こころ豊かなわがまちづくり推進事業」を引き続き展開してまいります。更に令和3年度は、移動販売車による買い物支援を開始し、高齢者に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

ハーソー公園については、令和3年度で遊具やトイレなどを増設します。更に子育て世代がくつろげる場所づくり、高齢者の健康づくり拠点としての施設になるよう強化整備し、町民全体で活用する体制を構築してまいります。

令和2年度は、沖縄美ら島財団と「もとぶ地域づくり包括連携協定」を締結し、地域経済の活性化や住民サービスの向上を推進してきたところであります。

また、琉球銀行、沖縄美ら島財団、本部町商工会、本部町観光協会と「本部町キャッシュレス推進に関する包括連携協定」を締結し、キャッシュレス化の推進に取り組んでいるところであります。

これらの協定に基づき、沖縄美ら島財団などの関係機関と連携を強化し、令和3年度も引き続き本町の活性化に繋げてまいります。

更に、これらの町づくりを行うにあたり、情報発信は重要なツールであるため、ホームページのスマートフォン対応化やLINE、YouTubeなどのSNSを活用した新たな情報発信を行ってまいります。

併せて、本部町の存在を高めるため、引き続き報道各社に記者会見などを行い、マスメディアを活用した様々な情報発信を行ってまいります。

第2に、「地域産業の振興について」申し上げます。

今般、コロナ禍の影響により入域観光客の減少、農水産物及び加工品などの消費の落ち込みによる町内事業所の厳しい経営状況化が続いております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、商品券・飲食券・宿泊体験券・マリトレジャー体験券の助成、農畜産業者・水産業者の補助・助成、介護施設への給付金、認可外保育施設への支援金など36事業もの支援事業を展開してきました。

今後も先を見据えた支援策を国や県など関係機関と密に連携し、コロナ禍を克服すべくあらゆる手立てを持って、地域産業の振興について積極的に展開してまいります。

1点目に、「農業・畜産の振興」について、申し上げます。

コロナ禍の中、農水産物の外食店での消費縮小が続いております。

農業・畜産の振興につきましては、販売力の強化を図るため「もとぶ産農水産物消費拡大推進条例」を町民全体に周知し、今後も取り組みを強化してまいります。

また、かりゆし市場を中心に関係機関と一体となったセールスプロモーションの展開及びマスメディアを活用した効果的な販売促進に取り組み、生産拡大につなげ、農家所得の向上を推進してまいります。



先ずは、本町における柑橘類の中心的品目であるシークワサーを「もとぶパワー酢みかん」のブランドとして、新たな商品開発及び消費の拡大に繋がるよう推進してまいります。また、輪ギク、アセローラ、タンカンについては、JA本部支店、花卉農協及びみかん生産組合等と連携し、その振興を図ってまいります。

生食用パインのゴールドバレルは、「もとぶかりゆしゴールド」として、本町のブランド商品に位置付け、更なる品質向上と生産拡大を目指してまいります。

また、カーブチー、パッションフルーツ、マンゴー、ゴーヤー等の少量多品目の果樹・野菜についても、生産性の向上及び販売力の強化に努めてまいります。

更に、コロナ禍で打撃を受けている花卉農家や野菜農家が需要の高い品目への転換を促進するため、新たにパイプハウスの事業化に向け支援してまいります。

基幹作物であるサトウキビは、引き続き種苗の配布支援及び病虫害防除など、生産振興を推進してまいります。

養豚においては、生産者と連携し、「本部町産あぐ〜」の認知度向上と販路拡大に努めてまいります。

カラスやマングース等の有害鳥獣による被害対策については、令和3年度も引き続き、捕獲個体の買い取り及び他市町村と連携した広域駆除活動を行うことで、被害対策を実施してまいります。

農業団体の育成については、「本部町の農業を元気にするネットワークの会」及び「本部町青年農業者の会」を今後とも積極的に支援してまいります。

農業基盤整備については、新里かんがい配水施設の整備事業、伊豆味クカルビ地区の排水路整備、伊豆味古嘉津宇・唐又地区の護岸整備及び排水路整備事業を引き続き実施してまいります。

また、令和3年度からは新たに具志堅地区かんがい配水施設の整備事業にも着手いたします。

2点目に、「水産業の振興」について、申し上げます。

水産業の振興については、カツオやマグロ等の回遊魚類を滞留させる中層型漁礁（パヤオ）2基の更新設置工事を行い効率的な操業による漁家経営の安定と水産物の安定供給の両立を図ってまいります。

また、本部漁業協同組合や沖縄県栽培漁業センターと連携し、既存のモズク養殖、海ブドウ養殖の収量増加に向けた体制の強化及び新規養殖品目の検討を進めてまいります。

3点目に、「森林の保全」について、申し上げます。

自然豊かな本町にとって、特に八重岳の森林地域は自然保護区の指定や水源涵養林及び保安林に指定されるなど森林機能として、重要な位置づけがされております。また、日本一早い桜まつりが開催されるなど貴重な観光資源でもあります。下草刈りや雑木の伐採、桜への施肥作業等を行い、今後とも積極的に保全し、また、観光資源としての活用を推進してまいります。

4点目に、「商工業の振興」について、申し上げます。

商工業の振興につきましては、本部町商工会と連携し、新型コロナウイルス感染症で影響を受

けた事業者に対し、「持続化給付金」、「雇用調整助成金」、「家賃支援給付金」、「うちなーんちゅ応援プロジェクト」等の申請支援や「中小企業信用保険法」による融資の認定など、支援体制を強化してきたところであります。

今後も商工会との連携を図り、国や県の支援策について相談や申請のサポートを行ってまいります。

コロナ禍における商工業の振興については、町産品の更なる販売体制の強化が必要であることから、新たに『コロナ対策マーケティング機能強化事業』を構築し、販促活動の支援をしてまいります。

更に、町民の町産品消費拡大による経済の活性化を図る観点から、町産品奨励の啓発や町内事業所の活用を広く周知するなど、引き続き商工業の振興を推進いたします。

5点目に、「観光の振興」について、申し上げます。

本町の観光客入域者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、激減しております。また、インバウンドの入域者は、依然として先行きが見通せない状況であります。このことから当面は、県内外の観光客を重点にマイクロツーリズムなども推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症予防を図りながら、ドライブスルー型桜まつりを実施したように、各種まつりを可能な限り、実施するよう誘客を図ってまいります。

更に、観光の質を高めるために「観光客受入体制整備事業」を実施し、ツアーガイドの育成による町内の新たな観光資源の掘り起こしを図ってまいります。

第3に、「生活環境の整備について」申し上げます。

1点目に、「町道の整備」について、申し上げます。

地域住民の生活の利便性を向上するため、道路整備は極めて重要であります。

町道の整備につきましては、北部振興事業を活用した4つの路線を引き続き整備してまいります。

瀬底島一周線、石川謝花線、嘉津宇具志堅線及び満名川線の4路線ともに、用地買収が順調に進んでおりますので、道路工事を更に加速させ、一刻も早い供用開始に向けて努力してまいります。

沖縄振興公共投資交付金を活用して整備をしております、健堅本部落線については、全線開通に向けての工事を進めており、令和3年度の早い時期に供用開始ができる予定であります。また、健堅石嘉波線の整備も着手する予定としております。

橋梁の改修については、令和2年度に伊野波橋の架け替え工事が完了します。令和3年度は、同じく伊野波地域において、佐伊土間橋の架け替えを予定しております。

なお、令和3年度は北部振興事業が最終年度を迎えますので、令和4年度以降の道路整備計画についても、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目に、「町営住宅の整備」について、申し上げます。

定住人口の確保のためには、町営住宅の整備が喫緊の課題であります。令和2年度は、北部振

興事業を活用して、謝花第2団地を整備いたしました。12世帯38人の子育て世帯が入居し、地域の更なる活性化が図られているところであります。

また、嘉津宇団地の整備工事にも着手しており、令和3年度中には完成する予定であります。今後とも順次、子育て支援住宅を整備し、定住人口の確保に努めてまいります。

3点目に、「港湾整備」について、申し上げます。

本部港は、国の特定地域振興重要港湾として位置づけされるなど、北部地域の物流拠点として重要な港湾となっております。

本港においては、輸送コスト削減を目指し、平成26年度から令和元年度まで北部地域の農作物等を本土出荷するための実証を行ってまいりました。その結果、令和2年4月より東京・大阪航路が定期就航しており、今後とも本部港が担う役割が大きくなっていきます。

また、クルーズバースが着々と整備されるなど、更なる港湾施設の整備・管理の強化が必要となることから、管理者である沖縄県と連携して、その整備に努めてまいります。

4点目に、「町道など生活道路の補修等」について、申し上げます。

町道など生活道路の補修等については、限られた予算の中で優先順位を考えながら行っております。今後とも、各行政区に対し材料費を助成して補修してもらうなど、地域の理解と協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

第4に、「福祉・保健・衛生について」申し上げます。

1点目に、「福祉の充実」について、申し上げます。

現下のコロナ禍において、福祉行政の果たす役割は、これまで以上に重要であり、社会的に弱い立場の住民への支援等を、より一層、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、子どもを産み育てやすい環境整備に取り組むことが益々必要になってくることから、町全体で支援していく仕組みを構築してまいります。その一環として、「本部町子ども・子育てゆいまーる基金」を活用し、家庭の事情等により、子ども達の成長に格差が出ないように様々な事業を展開してまいります。

令和3年度の具体的事業につきましては、①幼稚園児への絵本の提供によるふれあい学習支援、②各種検定へのチャレンジ支援、③双子出産時における支援、④子どもの居場所づくりへの支援、⑤保育園児への食費支援、⑥町立学校へのデジタル教科書導入支援、⑦県外等への派遣費支援、⑧ブックスタート事業支援、⑨南富良野体験交流事業支援等を行ってまいります。

次に、放課後児童クラブであります。本部小学校敷地内に整備を進めてきました公設民営の児童クラブが、いよいよ4月から開所する運びとなりました。更に、上本部学園内にも同様の児童クラブを計画しており、令和4年4月開所に向け整備を進めてまいります。

子どもの貧困対策や児童虐待等につきましては、子ども支援員を中心に、学校現場など関係機関と情報共有を密にしながら、きめ細やかな支援体制を構築してまいります。

老人福祉については、引き続きリハビリ教室や運動教室等の健康づくり事業を推進し、高齢者がいつまでも健康で暮らせるよう支援してまいります。更に、高齢者のこれまでの経験や知識等

を發揮できる活動の場づくりや高齢者が積極的に社会参加のできる環境づくりに努めてまいります。また、団塊の世代が後期高齢者（75歳）になる2025年を見据え、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を推進してまいります。

コロナ禍等による生活困窮者については、区長や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係者と連携を強化し、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する支援を充実・強化してまいります。

障がい福祉につきましては、障がいのある方の相談や緊急時の受け入れ体制を備えた「地域生活支援拠点等」の機能の充実を推進してまいります。また、障害者優先調達推進法に基づく安定した就労場所の確保を図るため、障害福祉事業者などとの連携を強化してまいります。

更に、発達が気になる子どもの保護者や子育てに困り事のある保護者等に対し、適切に対応するため、令和3年度より新たに「ペアレントプログラム」を展開してまいります。

2点目に、「保健・衛生」について、申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が起これ、本町においても昨年7月以降、断続的に新規感染者が発生しております。

今後とも関係機関と連携し、感染拡大防止に努めてまいります。

例年4月に実施している住民健診につきましては、下半期から実施し、休日の健診も行うなど、受診率の向上に努めてまいります。

また、健診後の保健指導においては、糖尿病など、生活習慣病の重症化予防を重点的に実施してまいります。

インフルエンザ等の予防接種の費用助成については、継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、沖縄県と市町村の共同運営から3年が経過し、制度の安定化が図られつつあります。

しかし、被保険者の高齢化による医療費の増加等により、財政運営は依然として厳しい状況にあります。

主要な財源となります国民健康保険税につきましては、引き続き夜間相談をはじめとする納税相談及び分納指導等を積極的に行ってまいります。

母子保健事業につきましては、令和3年度より、本部町子ども・子育てゆいまーる基金を活用し、新たに「ブックスタート事業」を実施いたします。乳児とその保護者を対象に絵本を提供し、親子が触れ合う時間を推奨すると共に、子どもの世界を広げる取り組みを推進してまいります。

環境衛生につきましては、ごみの資源分別の意識を高め、減量化と資源化を推進してまいります。

不法投棄につきましては、パトロールや看板の設置等を粘り強く継続し抑止に努めてまいります。

ハブ対策につきましては、引き続き捕獲器を増設いたします。また、生息範囲が拡大しないよう監視し、個体数を減少させる取り組みを強化してまいります。

第5に、「上下水道事業について」申し上げます。

水道事業につきましては、令和3年度も施設の維持管理及び水質管理を重点に行ってまいります。また、「並里浄水場」と「笹川浄水場」の機能を統合した「新浄水場」の整備を引き続き推進してまいります。令和3年度においては、土木工事等の関連工事を先行して施工してまいります。

水道事業経営については、経営安定が極めて重要であることから、令和3年度においても安定した水の供給、漏水調査及び老朽管対策を行い、有収率の向上に努めてまいります。

本町の公共下水道は、供用開始から45年が経過し、各所で老朽化が進んでいる状況であります。令和3年度においては、「事業計画の変更」を行い、老朽化した施設の更新・修繕について計画してまいります。

下水道の接続率は、引き続き下水道接続への理解と協力を得ながらその向上に努めてまいります。

第6に、「幼稚園教育・学校教育・社会教育について」申し上げます。

教育行政の基本姿勢としましては、『武本部』と称される「質実剛健」で「進取の気性」に富んだ「文武両道」の精神を人材育成の基本として、確固とした理念を掲げて取り組んでまいります。

未来を担う子ども達が、愛着を感じ生まれ育った「ふるさと本部町」に誇りを持つ、人材の育成に努めてまいります。特に、幼稚園教育の充実に力を注ぎ、学校教育のみならず、社会教育の充実に図るべく教育施策を引き続き展開してまいります。

1点目に、「幼稚園教育」について、申し上げます。

令和2年度に重点施策としました幼稚園教育につきましては、専任園長を配置し、体制の強化を図っているところであります。令和3年度も引き続き、全幼稚園の職員研修を充実させ、また幼稚園が結節点となり、保育園や小学校との連携強化も併せ、きめ細かな教育体制の構築に取り組んでまいります。

2点目に、「学校教育」について、申し上げます。

学校教育においては、「確かな学力の育成」、「郷土愛に満ちた豊かな心」、「健やかな体づくり」に取り組み、「人間性」、「学び」、「自立心」の3つの力を『人間力』として、令和3年度においても、引き続き人材育成に努めてまいります。

中学校においては、令和3年度より新学習指導要領が完全実施となることやGIGAスクール構想で一人一台のパソコンの活用が始まります。

専属のICT支援員を増員するなど、ICT教育環境の充実に図り、新しい時代に必要となる情報活用能力の向上を引き続き推進してまいります。

また、部活動の強化を図るため、新たに「部活動指導員の配置事業」に取り組んでまいります。伊豆味小中学校の屋内運動場改築工事につきましては、解体工事に着手し、早期に完成させるよう取り組んでまいります。

学校給食においては、町内業者と連携し、新鮮で安心安全な食材を優先し、使用していくよう進めてまいります。また、食を通じて食べ物に関する知識や生活習慣、健康な体づくりなど食育の推進を図ってまいります。

本部高校の支援につきましては、学習体制の更なる強化により、引き続き大学及び専門学校への進学並びに部活動などへの支援をしていきたいと考えております。

3点目に、「社会教育」について、申し上げます。

社会教育の振興につきましては、自然観察教育等を継続的に実施してまいります。更に、各字公民館と連携し、夏休みを利用した地域学習教室や子ども会活動にも取り組んでまいります。

また、町立博物館の指定管理者である本部町商工会と連携して、博物館企画展の開催並びに本部町文化協会と連携して、もとぶ展の開催など文化活動をより一層支援してまいります。

スポーツ振興につきましては、町民の健康維持や体力向上を図るため、気軽にスポーツに親しめるよう町民体育館、運動公園及び各学校の体育館などの活用促進を図ってまいります。

令和元年度から建設に着手している、もとぶ文化交流センターは、令和3年7月を目途に施設を完成させ、駐車場などの外構についても令和4年3月までには、完成させる予定であります。

今後は、もとぶ文化交流センターを活用し、自然、歴史・文化などの魅力の情報発信、体験・交流、郷土学習、各種研修などの活用に取り組んでまいります。

第7に、「自主財源の確保と行財政改革の推進について」申し上げます。

地方自治体は、自らの判断と責任において、効率的・安定的な行政運営が求められております。町政運営は、日々変化を遂げる社会情勢に、的確かつ迅速に対応せねばなりません。

令和3年度には、新たに「子育て支援課」を設置し、子育て世代と児童への一層の支援強化を図ってまいります。

財源の確保につきましては、町税をはじめとする自主財源の確保・拡充に取り組んでまいります。

税収につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による景気の落ち込みの影響により、減少が予想され、今後の動向に注視する必要があります。

収納につきましては、納税相談員によるきめ細やかな相談及び収納手段の拡充、そして、法に基づく適正な滞納処分等により収納率の維持、向上に努めてまいります。

「ふるさと納税」の応援寄附につきましては、令和3年度におきましても、多方面に応援寄附の協力を働きかけ、魅力ある町づくりに有効活用を図ってまいります。

おわりに

以上、令和3年度の町政運営にあたり、主要施策の概要につきまして、重点事業と新規事業を中心に、その一端を申し述べました。

施策の推進にあたりましては、全職員連携のもと、総力を上げて遂行してまいります。

最後に、令和3年度においても、町民の皆様と共働の町づくりに取り組み「日本一心豊かな町

づくり」を実現すべく、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。

令和3年3月10日

本部町長 平良 武康

以上でございます。

○ 議長 崎浜秀進 町長の施政方針演説を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時47分）

再開します。

再 開（午前11時00分）

日程第6．報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 令和3年第2回本部町議会定例会におきまして、7件の報告と25件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が6件、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告が1件、条例の一部改正議案が6件、指定管理の指定議案が6件、工事請負契約の締結議案が1件、令和2年度の補正予算関係議案が4件、令和3年度の当初予算関係議案が5件、固定資産評価審査委員の選任同意議案が3件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長ほか担当課長に説明させますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 崎浜秀進 建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第7回本部町議会（定例会）で議案第48号をもって議決をされた、「新里畑地かんがい施設等新設工事2工区」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、新里畑地かんがい施設等新設工事2工区について、契約金額「9,900万円」を「1億27万3,800円」に変更し改定契約を締結する。127万3,800円の増額となっております。

次のページをお願いします。報告第2号の資料をご覧ください。赤枠で囲まれているところが工事範囲となっております。緑色のラインが当初工事箇所、青色のラインが変更工事箇所でございます。本工事は既設のかんがい施設を使用しながらの施工となり、地元農家からも農業用水の供給を止めないで工事を進めてほしいとの要望がありました。当初発注時、仮設管設置は県道に係る110メートルを計画していたんですが、地元農家説明会の説明で断水や通行止めの期間が

長すぎるということで、地元農家の営農に支障が出ないように、県道以外も仮設管を設置したことにより、602メートル追加となりました。当初予定していた工事管の295メートルは次年度に回して対応したということになります。先ほどお配りしました報告第2号資料が変更箇所対照表でございます。以上で報告を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第9回本部町議会(定例会)で議案第79号をもって議決をされた、「伊豆味クカルビ地区農地防災工事(2工区)」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、伊豆味クカルビ地区農地防災工事(2工区)について、契約金額「7,502万円」を「7,763万9,100円」に変更し改定契約を締結する。261万9,100円の増額になっております。

次のページをお願いします。報告第3号資料をご覧ください。オレンジ色のラインが令和2年度の施工箇所、赤色のラインが変更箇所になっております。落差工一式の減となっている場所が、今年1月18日に排水路掘削時に地山からの崩落があり、のり面保護対策を行う調査が必要になったため、当該排水路整備箇所を次年度工事へ先送りを行い、次年度施工箇所である支川関連工を100メートル延伸しました。先ほどお配りした報告第3号資料が変更箇所対照表でございます。以上で報告を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第8. 報告第4号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第10



回本部町議会（臨時会）で議案第82号をもって議決をされた、「伊野波橋橋梁整備工事（上部工）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和3年3月10日提出、本部町長平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、伊野波橋橋梁整備工事（上部工）について、契約金額「1億5,002万200円」を「1億4,835万4,800円」に変更し改定契約を締結する。166万5,400円の減額になっております。

次のページをお願いします。A3の資料であります、赤い字が変更箇所になっております。主な変更要因は仮橋の撤去に係るスクラップ処理について、当初の鉄の積算単価と処分時の鉄の単価が約1.7倍上昇したため、工事費が減額になりました。先ほどお配りした報告第4号資料が変更箇所対照表でございます。以上で報告を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第9. 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第1回本部町議会（臨時会）で議案第1号をもって議決をされた、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページを開いてください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）について、契約金額「5億8,267万円」を「5億8,432万円」に変更し改定契約を締結する。165万円の増額となっております。

次のページをお開きください。報告第5号の資料となっております。今回の変更であります、共通仮設工事仮囲いと直接仮設工事、外部足場等においては、現実施工日数の月数を日数に変更しております。土工事及び外構工事においては建設発生土の運搬であります、公共工事等に使用するというに伴って、運搬距離等の変更、処分費の減額ということになっております。コンクリート工事におきましては、コンクリートの補正值の変更になっております。

次の資料をお開きください。こちらは建築1工区における契約の経緯となっております。当初契約が令和2年の1月24日になっておりまして、今回第3回の変更までの経緯表となっております。

次の資料A3の図面をお開きください。赤く表示されております箇所が今回の対象となっております。

次の資料をお開きください。資料の図面の真ん中部分の四角に囲われた赤枠が変更の対象となっております。

次の資料におきましては、先ほどの資料の側面図となっており、中央部にあります赤枠の変更の対象となっております。以上です。

- 議長 崎浜秀進 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。
- 7番 具志堅正英 この赤枠の部分は、実際には建物のどの部分に当たりますか。
- 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明いたします。

2枚、3枚目は場所が同じ場所となっておりますので、3枚目でご説明させていただきます。3枚目のほうで見ますと、建物は1工区、2工区と分かれておりまして、今回1工区の部分ですが、1工区は国道側は研修室等がある場所となっております、その部分の3階部分に当たります構造物のほうのコンクリートの変更となっているということでありまして。

- 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。
- 7番 具志堅正英 3階部分は、研修室とかああいうのはないわけですよ。ただ、コンクリートの壁みたいなもので。
- 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明いたします。

この部分は、研修室は2階まででありまして、この部分は研修室の上の部分に当たってしまし、屋上といいますか、3階といいますか、その部分のコンクリートの、構造物のコンクリートの強度の変更ということでありまして。以上です。

- 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第10. 報告第6号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

- 教育委員会事務局長 有銘高啓 報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第1回本部町議会（臨時会）で議案第2号をもって議決をされた、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1

項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）について、契約金額「8億47万円」を「8億124万円」に変更し改定契約を締結する。本工事の増額は77万円の増額となっております。

次の報告第6号資料をお開きください。こちらの直接仮設工事ですね、外部足場においても使用日数に変更しております。土工事におきましても公共工事等に土砂を活用することに伴って、運搬距離の変更と処分費の減額となっております。コンクリート工事におきましても補正值の変更となっております。

次の資料をお開きください。建築2工区の請負代金額の変更経緯となっております。当初契約7億8,540万円、令和2年1月24日に契約を結び、第3回変更までの変更契約の経緯となっております。

次の資料をお開きください。こちらは2工区のものの変更になっておりまして、赤枠で囲われたものの変更が対象となっております。

こちらは側面図となっております、右側の2工区の赤枠で囲われた部分に変更となっております。以上であります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第11. 報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 報告第7号についてご説明いたします。

報告第7号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第9回本部町議会（定例会）で議案第58号をもって議決をされた、上本部小中一貫校グラウンド整備工事工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、上本部小中一貫校グラウンド整備工事について、契約金額「2億2,583万円」を「2億2,134万2,000円」に変更し改定契約を締結する。令和3年2月10日。今回の請負金額の変更は448万8,000円の減額となっております。

次の報告第7号の資料をお開きください。今回土工事のほうで残土処理が約1万立方メートルの処理を行う予定でありましたが、沖縄県の公共工事、またこれから町で発注される公共工事等に土砂を使用する事もあり、沖縄県が自らダンプを持ち込んで運搬いただき、それで上本部中学校の校舎跡地に土砂を搬出した等に伴って運搬距離の変更がありました。それに伴って減となっております。施設工におきまして張りコンが430平米増となっております。

次のA3判の資料をお開きください。平面図となっておりますが、茶色で塗られた部分が今回のグラウンドの工事箇所となっております、そこに関する土砂の搬出に伴う減額となっております。あと水色で塗られた部分が張りコンの追加で現場を終えております。以上であります。

○ 議長 崎浜秀進 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この緑色の張りコンというのは何ですか。緑色の張りコンというのは芝生ではなくてコンクリートですか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明します。

今回、水色の部分が張りコンの変更対象となっております、緑色に関するものは芝生であります。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この水色の部分は、茶色の運動場側へ傾斜があるんですか。それとも外壁、外側ですか。ちょっと図面からではよく分からないんですが。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明いたします。

この張りコンはグラウンド側に斜面が来るような形での張りコンとなっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この上本部中学校跡地にある残土ですけれども、これはずっとそこへ保管しておくのですか。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 7番 具志堅正英議員にご説明いたします。

上本部中学校跡地にあるものは、町で今計画している公共工事のものの埋め土として使う予定ということでありますので、ずっとそちらに置いておくわけではございません。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 2点あります。1点目は、請負業者の業者名です。それと運動場ですが、野球場と、見てのとおり併設型なんですけれども、本部小学校を造る際に、少年野球とグラウンドの境目の芝生の在り方が、ちょっと野球場に多く食い込んでいて、やりにくい部分があって後で削った経緯があります。そういう部分で野球場とこのグラウンドのラインの瀬戸際の工夫の仕方、それと100メートルも斜めに入っていますけれども、事故の内容な考えでやられているのか説明を求めます。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番 具志堅 勉議員にご説明いたします。

請負業者は良和組のほうで請負を行っております。

2点目の質疑であります、今回、グラウンド内は芝を敷くものではなくて、飛散しない土の整備を行っております。あと100メートルの取り方ですが、こちらも学校とラインの取り方、そ

の場所の取り方は学校と十分調整した上で配置しておりますので、使用する際に当たっては危険のないような形での使用になるかと思っております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 休憩します。 休憩（午前11時25分）

再開します。 再開（午前11時26分）

教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番 具志堅 勉議員にご説明します。

先ほど請負業者のほうを良和組のみをご説明いたしましたが、良和組と沖建の特定建設工事共同企業体、JVということになっておりましたので、訂正いたしたいと思えます。すみません、以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。8番 仲宗根須磨子議員。

○ 8番 仲宗根須磨子 このグラウンドでは排水の件はどうなっていますか。本部小学校のときは排水の件でちょっと問題があったように記憶しているんですが、このグラウンドでは排水の件はどのようになっているかお伺いします。

○ 議長 崎浜秀進 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番 仲宗根須磨子議員にご説明いたします。

このグラウンドの平面図を見ていただきますと、ちょうどグラウンドの真ん中のほうにラインが引かれておりますが、グラウンドの中で暗渠排水として、地中のほうに排水管をめぐらせて、この縦のラインと両サイドのラインで排水を受けて、図面の右側の水色の張りコンのところがあるんですが、こちらに集水をし道路に流していくということで、暗渠排水を用いて排水処理を行うということになっております。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第12. 報告第8号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 報告第8号についてご説明いたします。

報告第8号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり提出する。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

お配りしている事業計画書をご覧ください。令和3年度沖縄県町村土地開発公社における事業計画であります。内容といたしましては、4ページから7ページが事業計画用途別明細表となっております。6ページ、7ページをお開きください。上の段の真ん中のほうに、本年度取得造成（B）というのが事業計画となっております。下から3段目、本年度というところをご覧ください。取得面積が3万5,707平米、金額として4億5,899万円となっております。本部支社の事業と

いたしましては、昭和53年以降は土地開発公社の活用はしておりません。以上で報告を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第8号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画についてを終わります。

日程第13. 議案第2号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第2号 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。本部町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、子どもを取り巻く社会環境の変化への対応及び、多様化する子育て世代への支援の充実等を目的に新たに課を設置する。よって、本部町課設置条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第3号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 崎原 誠** 議案第3号 本部町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本部町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、マイナンバー法の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、当該通知カードに係る手数料を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第4号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第4号 本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本部町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

が公布され、同年2月13日から施行することとされたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置付けについて、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことにより、本部町国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。説明を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前11時35分）

再開します。

再 開（午前11時36分）

日程第16. 議案第5号に入る前に、一部訂正がありますので議長として許可してありますので、教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第5号を提案するに先立ち、議案名の一部について訂正をお願いします。

議案名、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、「の制定について」が抜けておりましたので、その分「の制定について」を追記訂正し、おわび申し上げます。

○ **議長 崎浜秀進** 日程第16. 議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部等部活動指導員配置事業の実施に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第6号に入る前に、一部訂正がございますので議長として許可してあります。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第6号の提案に先立ち、議案名の一部について訂正をお願いします。

本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、「の制定について」を追記訂正し、おわび申し上げます。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 日程第17. 議案第6号 本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号 本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、本部町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第7号に入る前に、一部訂正がございますので議長として許可してございます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第7号の提案に先立ち、議案名の一部について訂正をお願いします。

本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定について、「の制定について」を追記訂正し、おわび申し上げます。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 日程第18. 議案第7号 本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号 本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例の制定について。本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、本部町立幼稚園預かり保育料条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第8号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号 本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について。本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町海洋ウエルネス・リゾートセンター。位置、本部町字浜元地内。指定管理者、所在地、本部町字浜



元410番地、名称、一般財団法人健康科学財団。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、平成28年第2回議会において可決された本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの指定管理者の指定については、令和3年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町海洋ウエルネス・リゾートセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第9号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号 本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について。本部町水納島海浜施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び位置、名称、本部町水納島海浜施設。位置、本部町字瀬底6276番地2。指定管理者、所在地、本部町字瀬底6276番地2、名称、水納班。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、平成28年第2回議会において可決された本部町水納島海浜施設の指定管理については、令和3年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町水納島海浜施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第21. 議案第10号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号 本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について。本部町地域福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町地域福祉センター。場所、本部町字大浜881番地4。指定管理者、所在地、本部町字大浜881番地4、名称、社会福祉法人本部町社会福祉協議会。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、平成28年第2回議会において可決された本部町地域福祉センターの指定管理については、令和3年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町地域福祉センターの設置

及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22. 議案第11号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 議案第11号 本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について。本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町花き集出荷施設。場所、本部町字野原488番地1。指定管理者、所在地、沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号、名称、沖縄県花卉園芸農業協同組合。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、平成28年第2回議会において可決された本部町花き集出荷施設の指定管理者の指定については、令和3年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町花き集出荷施設設置及び管理条例第6条第2項の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由であります。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第12号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 議案第12号 本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について。本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町伊豆味みかんの里総合案内所。場所、本部町字伊豆味2846番地13。指定管理者、所在地、本部町字伊豆味2846番地13、名称、農業生産法人有限会社伊豆味みかん生産組合。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、平成28年第2回議会において可決された本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の指定管理者の指定については、令和3年3月31日でその指定期間が満了することに伴い、本部町伊豆味みかんの里総合案内所施設の設置及び管理運営に関する条例第4条第2項の規定に基づき、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由であります。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 議案第13号 本部町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号 本部町体育施設の指定管理者の指定について。本部町体育施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により次のとおり議会の議決を求める。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町民体育館。場所、本部町字浦崎467番地1。名称、本部町運動公園。場所、本部町字浜元598番地。指定管理者、所在地、本部町字浦崎467番地1、名称、本部町体育協会。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町体育施設の管理運営について、指定管理者に行わせることで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、上記団体を指定管理者として指定したい。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第25. 議案第14号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号 工事請負契約の締結について。瀬底島一周線道路改良工事（その7）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。1、契約の目的、瀬底島一周線道路改良工事（その7）。2、契約の相手、本部町字瀬底407番地1、株式会社瀬底産業、代表取締役 仲榮眞光史。3、契約金額、6,001万6,000円。4、契約の方法、指名競争入札。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前11時55分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

日程に入る前に、農林水産課長より訂正があるようですので、農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 午前中で説明しております議案第11号のほうですけれども、誤字がございましたので、訂正をお願いいたします。

議案第11号、その部分の真ん中のほうの四角い部分の中の指定期間のところ、令和3年4月1日から、そして下の欄に平成8年となっておりますが、これは「令和」の誤りであります。大変申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

○ **議長 崎浜秀進** 日程第26. 議案第15号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第15号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第27. 議案第16号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第16号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上で説明を終わります。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第28. 議案第17号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第17号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第29. 議案第18号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第18号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算について。令和2年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 崎浜秀進** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第30. 議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算について。令和3年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町

長 平良武康。以上です。

○ 議長 崎浜秀進 提案理由の説明を終わります。

日程第31. 議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 議案第20号 令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算について。令和3年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 提案理由の説明を終わります。

日程第32. 議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 議案第21号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。以上で説明を終わります。

○ 議長 崎浜秀進 提案理由の説明を終わります。

日程第33. 議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 議案第22号 令和3年度本部町公共下水道特別会計予算について。令和3年度本部町公共下水道特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

○ 議長 崎浜秀進 提案理由の説明を終わります。

日程第34. 議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算について。令和3年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和3年3月10日提出、本部町長 平良武康。

○ 議長 崎浜秀進 提案理由の説明を終わります。

日程第35. 議案第24号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。  
本案について議案の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 議案第24号 固定資産評価審査委員の選任同意について。本部町固定資産評価審査委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字渡久地107番地。氏名、中曾根義人。生年月日、昭和23年11月26日生。令和3年3月10日、本部町長 平良武康。

提案理由、令和3年3月31日をもって、本部町固定資産評価審査委員が任期満了することに伴

い、地方税法第423条第3項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第24号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第24号 固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第36. 議案第25号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第25号 固定資産評価審査委員の選任同意について。本部町固定資産評価審査委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字野原6番地。氏名、島袋徹志。生年月日、昭和32年9月11日生。令和3年3月10日、本部町長 平良武康。

提案理由、令和3年3月31日をもって、本部町固定資産評価審査委員が任期満了することに伴い、地方税法第423条第3項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第25号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第25号 固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第37. 議案第26号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第26号 固定資産評価審査委員の選任同意について。本部町固定資産評価審査委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字謝花71番地1。氏名、仲間厚洋。生年月日、昭和32年7月2日生。令和3年3月10日、本部町長 平良武康。

提案理由、令和3年3月31日をもって、本部町固定資産評価審査委員が任期満了することに伴い、地方税法第423条第3項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 崎浜秀進** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

議案第26号 固定資産評価審査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第26号 固定資産評価審査委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第38. 予算審査特別委員会の設置についてをお諮りします。

議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算についてから、議案第20号、議案第21号、議案第22号の各特別会計及び議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第19号 令和3年度本部町一般会計予算についてから、議案第20号、議案第21号、議案第22号の各特別会計及び議案第23号 令和3年度本部町水道事業会計予算については、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午後1時47分)

再開します。

再 開 (午後1時52分)

諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に喜納政樹議員、副委員長に松川秀清議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後 1 時53分）